

## 第1部

### 特別講演



# 『国の要請』と 大学自治

岡山大学法学部教授  
中富 公一

ご紹介いただきました岡山大学の中富です。憲法を専攻しています。今日のシンポジウムのテーマは「国立大学・高専の賃金制度・労使関係を問う」ということだそうですが、私は、その前提として、大学改革でいま一体何が起きているのかということを見ながら、その見方をお話して、その中で賃金闘争はどういうふうに位置付けられるのだろうかという話をさせていただこうと思っています。

これまで日本の大学の自治というのは、慣行によって、学部教授会が主導的立場に立って行われるという意味で、「世界を通じてほとんど類例をみない」<sup>1</sup>とも言われていたわけです。しかしご存じのように国立大学の法人化によって大幅な大学改革が行われ、これが劇的に変化しています。これをどういうふうに受け止めるべきかという問題があると同時に、「国の要請」という形で、賃下げ要求とか、国旗掲揚・国歌斉唱とか、あるいは人文社会科学系は要らないじゃないかとか言われ始めた。そういう「国の要請」と大学の自治はどういうふうに、どのレベルで向き合うのだろうか、こういうことについて全般的な見取り図を描いてみたいと思います。

<sup>1</sup> 恒藤恭「大学自治の問題について」『思想』459号、1962年9月、92頁。

## 1. 暴走する『国の要請』

まず、ここで問題になっている国家公務員給与臨時特例法です。これについては2012年3月8日に文部科学省大臣官房長から各国立大学法人学長宛に「国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、貴法人の役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請いたします」という事務連絡発出等々のことが行われ、これに大学が反応して賃下げが行われました。

そして今度は、国旗・国歌が今問題になっていることはご存じのとおりですけれども、これは今年（2015年）の4月9日、参議院予算委員会で質問に対して安倍首相が答えるという形で、国立大学法人の入学式・卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱につき、「税金によって賄われていることに鑑みれば、教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべきだ」と述べたとされます。そして、この6月16日に下村文科大臣が、全国の国立大学長らに、卒業式や入学式で国旗掲揚と国歌斉唱をするよう「取り扱いについて、適切にご判断いただけるようお願いする」と要請したことが分かりました。これについて「適切な判断」とは何か、「国旗を掲揚し国歌を斉唱することか」という質問に、文科省として、「そうした運用をお願いした」、ただ「最終的には各国立大学の判断」と答えたと報道されています。下村大臣は、「大学の自治とか学問の自由とかに抵触するようなことはない。介入ではない。お願いしただけだ」とされていますが、これも国の要請に応じて賃下げしたのと同じような現象がこれから起きるのだろうと思われまます。

次の問題はもっと深刻です。6月8日に全86の国立大学に、既存の学部などを見直すよう通知したということで、その通知の中には「特に教員養成系や人文社会科学系学部、大学院は、組織の廃止や社会的要請の高い分野に転換する」ことを要請してきているというのです。これら問題に対して、我々としては、どういうふうに考えて闘ったらいだろうかということが、ますます深刻な問題になっていると思われまます。

## 2. 今日の大学改革の動きを理解するために

大学を動かす要因としては、大学人、市場、そして政府が指摘されているわけですが、世界的なレベルで、大学を動かす主体が、大学人から市場へ、あるいは政府へ、と動いていると指摘されています。直近の動きとしては、サッチャー政権による新自由主義の影響が非常に大きくて、そこで掲げられたステイクホルダー論によってイギリスの大学は大きく変わりましたし、それが全世界的に波及しているのだらうと思われまます。そこでは大学も、「効率的で社会適合的なもの」へ変わるべきだとか、あるいは国立大学は税金で賄われているのだから納税者の代表の言うことを聞くべきだとか、これは安倍首相の発言にもみることができますが、そのような形で大学に対する影響が現れてきています。

こうした問題をどういう枠組みで捉えるかということですが、私は次の四つの概念によって捉えていこうと思っています。一つが「①大学の社会化」です、これは市場とか政府の要請を「大学の社会化」という概念でくくって考えます。そのために従来は教授会自治が中心であった大学の自治に対して、大学法人法は「②大学の自主・自律」という用語を掲げて、教授会自治と区別される概念を定立してきたと把握することができます。ここでは「③学長」が大きな責任を果たすべきだと言われています。これに対して、教授会自治が保障していた「④学問の自由」を、第4番の概念に据え、現在、この四つの概念のせめぎ合いという形で大学全体の動きを見ることができるのではないだらうかと思っています。

まず従来の大学の自治というのはどういうものだったのかということを確認しておきたいと思ひます。東大ポポロ事件において最高裁は「大学の自治」の内容として、次のように言っていました。一つは、学長・教授その他研究者の人事の自治、2番目が、施設および学生の管理の自治ということです。こういうものは一体、「大学の自治」と言えるのかという問題がありまして、私の意見ですけれども、「大学の自治」の内容をそうした学長・教授その他研究者の人事の自治とか、施設および学生の管理の自治というふうに見る考え

方は、法令および国の予算の枠組みの中で、つまり文科省の広範な監督権を前提としながら、「学問の自由」の保障のためにこれだけは大学自らが権限を有することを強調したものと捉えることができるだらうと思われまます。つまりほとんど「教授会自治」と同義であったと言えそうです。そういうことになりますと、結局、大学のガバナンスに関して包括的権限を有していたのは文科省ということになります。例えば、ある大学の、ある講座には教授1、助教授1、助手1とされていたとすれば、それを定めていたのはかつての文部省で、その数をもっと増やしたいとか減らしたいと言っても、国のほうで法令を変えない限りは、それが変えられなかったわけです。

そうしたことに対する批判もあって、予算管理に対する自治権を与えよとか、研究・教育の内容と方法に関する自治を与えよという形で、憲法学の中でも大学の自治が強調されていました。そうしたこともあって、こういう仕組みが徐々に変わっていくのですが、大きくは2004年の大学法人法によって変わりました。結局、そういうことを包み込んで「大学の自主・自律」という概念が成立したと考えることができると思われまます。

「大学の自主・自律」という概念のもとで、大学でどういう教育をするのか、研究をするのか、どういう人事をするのかということが決められるようになりました。そこで次に、一体、誰がそれを決めるのか、それが問題になります。そこで、学長の役割が重視されるようになってきます。もちろん、学長に権限を集中すべきかどうかは一つの大きな問題で、北大の常本教授という憲法学者が、大学の組織文化には同僚制、官僚制、法人制、企業制が見られると紹介しています<sup>2</sup>。いままで、日本のモデルは同僚制文化でした。そしてそれが世界でも変わりつつあります。

例えば、参考に、オーストラリアを挙げまますと、『エンタープライズ・ユニバーシティ』という本がありますけれども、その本によれば、オーストラリアでは、同僚制が否定された、しかし企業制をとっているわけではない。では、現在のオーストラリアの学長をどう特長づけるかという、「エンタープ

<sup>2</sup> 常本照樹「大学の自治と学問の自由の現代的課題」公法研究 68号・2006年、4頁。

ライズの船長』であると言っています。エンタープライズというのは、『スタートレック』というアメリカのテレビ番組がありますが、その宇宙船がエンタープライズといます。船長の下で乗務員が協力しながら危機に対応していくというイメージです。その船長に擬することができるのではないかと思います<sup>3</sup>。

日本でも、法人化以前は学長といえどもやはり「同輩中の主席」にしか過ぎませんでした。その「同輩中の主席」から、オーストラリア的に言えば、エンタープライズの船長へということになります。「同輩中の主席」としての学長の役割は、各学部間の調整や、外に対しては文科省との予算やポストの折衝が大きなものだったと思われます。それが、法人化によって「大学の自主・自律」が進められ、学長にかなりの権限が集中しました。この枠組みのなかで、中期目標・中期計画システムという形が取られるようになりました。こうして、大学がどうするかは、最終的には学長を中心にして決めていくという構造が、法人法の予定する構造ではありますけれども、しかし、ある学長によれば、「財政基盤の脆弱さや大学の自主性の信頼のなさ」から、文科省による財政誘導が行われ、学長はそれを下請けする役目をしているというのが実態ということになると思います。

そういう意味では①「大学の社会化」という社会からの要請ですけれども、それは文科省を通じて、②「大学の自主・自律」という建前のもと、③「学長」に伝えられてくる。その下請け化した学長は、教授会自治と対立することもあるという形で、現在の進行を見ることができるのではないかと思います。

では、大学教員はその進行に対して、どういう抵抗ができるのだろうかということが次の問題です。つまり、教授会自治が保障していた「④学問の自由」にいかなる根拠があり、どこまで主張できるのかという問題です。この④の根拠は、決して脆弱ではありません。というのも、憲法23条が「学問の自由」を保障しているからです。憲法が保障しているわけですから、それなりにしっかりした根拠を持っている。その内容はというと、先ほど紹介し

<sup>3</sup> Marginson & M. Considine, "THE ENTERPRISE UNIVERSITY", Cambridge University Press, p.4.

たポポロ事件最高裁判決は、学問研究の自由、学問研究発表の自由、大学における教授の自由、そして大学の自治を挙げていた。この大学の自治については先ほど述べたとおりです。大学の自治というのは集団の自由ですけれども、個人としては学問研究の自由、学問研究発表の自由、大学における教育の自由があるのです。

しかし学問研究で何をやるかは、別に大学の先生でなくても、国民も企業も、皆、自由にすればいいわけです。それを発表するのも自由にすればいい。それは憲法21条表現の自由で保障されている。ではなぜ憲法21条と区別して憲法23条が保障されているのでしょうか。例えば、小中学校であれば、先生は何でも好きに教えて良いわけではない。強制的に人を集めて教えることになるわけですから、学習指導要領に基づいて、あれが法的性格を持つかどうかは一つの議論ですけれども、教えなければならない。では大学はどうでしょうか。大学が、強制的に学生を集めたと言えるかどうかは難しいですけど、少なくとも松下村塾のように吉田松陰の話が聞きたいから来ているわけではない。学士、修士が取れるから大学に来ている。あるいは岡山大学というブランドに対して学生は来ている。そういう人たちに向けて、大学の教師は自由に講義ができる。憲法23条論でこんな話をしているのは私だけかもしれないけれども、しかし、そういうことを大学の授業で教えることができるというのは、ある種の特権です。それは憲法21条では説明が付きません。

21条と23条とは、根本的に何が違うのだろうか、それについてドゥオーキンという法哲学者は、次のように説明しています。彼は、別に日本国憲法を論じているわけではないですが、日本国憲法に置き換えると21条です。そういう表現の自由について、彼は、「言論の自由の中核にあるのは、自分が何かを語ることを完全に妨げられてはならないという権利であり、自分の語る内容を誤りだとか望ましくないとか思っている人から、それを語っている間、支援や援助を受け続けるという権利ではない」と言っています。つまり表現の自由というのは言いたいことを言う自由であって、批判した人間に、「批判してやったのだから私を支援すべきだ」とは言えないわけです。

これに対し、23条の学問の自由は、「一定の団体に対して、人々が何を書き、



述べ、あるいは教えようと、彼らに支援や援助を与えるように要求している」<sup>4</sup>のです。今、憲法学者が注目されていますが、先日、国会の参考人に自民党推薦で出られた長谷部恭男教授が、自民党の方針に反して「集団的自衛権は違憲だ」と言ったわけです。彼が早稲田大学に行ったからそう言っているのかどうかは知りませんが、仮に、彼がまだ東大いたとしてもそう言うでしょう。じゃあ安倍さんは、あるいは学長はその人の首を切れるかという、切れない。切ってはいけないのです。それがまさに学問の自由が保障しているものなのです。

なぜ大学の研究者はそうした特権が与えられているのだろうか。その背景としては、もともとヨーロッパにはキリスト教文化があって、神様の声が聞けるのは教会であり大学の教員であって、世俗の人間が、そのことをあれがいかかこれが正しいとか言えないということから来ていると思われまふ。その後、大学は教会から独立していきます。では、学問の自由の根拠は何か。世俗化の中で、ダーウィンの進化論とか、それを核とする科学的世観が受け入れられていく。そして全ての学説に対して大学は寛容でなければならず、相互に成員はルールにのっとってその学説の内容を討論しあう権利を持たなければならない、ということが受け入れられていく。ある意味で学説というのは常に仮説であり、そうした仮説をみんなが出し合って議論する。そうしたことにより真理に一步でも近づくということ。そして、これが大学によって保障されることが必要であるということが認識されていくのです。<sup>5</sup>

そして大学を管理する者、すなわち社会の代表は、人類の将来を保障する学問へ尊敬をもち、大学内部に対する管理的関与においては、デュー・プロセスにしたがって行動を起こさなければならない、というルールが確立していく。安倍さんに学問に対する尊敬の念があるのだろうかというのは常に思うことですけれども、そうしたことが大学を管理するもの、特に政府には要請される。他方で「学問の自由」は、やはり学者のプロフェッションとして

の自律を前提とすることであり、だから私は憲法について言えば自由に発言しますけれども、私の専門外のことについて言えば、これは表現の自由の範疇であって、「学問の自由」の保障外ということになるだろうと思います。<sup>6</sup>

では、これら4つの概念、「大学の社会化」と「大学の自主・自律」、「学長の役割」、「大学教員の学問の自由」をどういうふうに整理するか。これについても、やはりドゥオーキンの議論をここで紹介しておきたいと思います。

「学問の自由というのは二つのレベルにおいて隔離を課している。それは第一に、大学、短期大学、その他の高等教育機関を、議会や裁判所など政治的機関および大企業などの経済的権力から隔離する」。だから大企業は寄附講座を置くことはできますけれども、寄附講座を置いたからといってこういうことを教えるということは言えないわけです。ですからこういうことを研究してほしいということで寄附講座を置いた以上は、あとは大学に任せなさいということになります。

「州議会には、どの州立大学を設立するのか……について決定する権利がある。しかし政治部門の当局者は、いったん自分たちがそのような大学を設立し、その大学としての性格や予算を確定し、担当者を任命したならば、自分たちが任命した者がその大学の性格についていかなる解釈をすべきかとか、誰が、何を、どのように教えるべきかとかについては、指図してはならないのである」。逆に言うと、指図に従わないからといって予算を削ってはならないはずである。やはりそれは学問に対する敬意だろうと。

「学問の自由は第二に、学者たちを自分の大学の管理者から隔離する。大学当局者は、教員を任命したり、予算を各学科に配分したりできるし、また、いかなる教科を提供するかについての決定にも、これらを通して一定程度関与することができる。しかし彼らは、自らが任命した者に対して、提供すると決まった教科をどのように教えるかについて、指図することはできない」。<sup>7</sup>だからそういう意味で、大学設置者と大学学長との関係ですけれども、

<sup>6</sup> 井門富二夫、前掲注5、738頁。

<sup>7</sup> R・ドゥオーキン、前掲注4、321頁。

<sup>4</sup> R・ドゥオーキン／石山文彦訳『自由の法—米国憲法の道徳的解釈—』木鐸社・1999年（原著・1996年）、322頁。

<sup>5</sup> 井門富二夫「解説」、(W・P・メツガー／新川健三郎・岩野一郎訳『学問の自由の歴史Ⅱ ユニバーシティの時代』東京大学出版会・1980年所収)、733頁。

やはり「大学の自主・自律」が確立した以上は、設置者に対して学長はものを言う義務があるはずです。そのことが学問を保障する。そういう意味で学長というのは社会と教員の間にある板挟みの状況で、両方に配慮することが必要である。そういうことで一方だけを見ているわけにはいかないはずであろうと思います。

こういった形で、特にアメリカなどはもともと理事会が全権を持っていて、つまり社会の代表が大学についても全権をもっていたわけですが、彼らは不在主権者であり、学長を任命して学長に任せる。その学長が学問の自由を確保し、いい教員を引っ張って来ることで大学が発展してきたという歴史を持っている。そうした慣行が定着しているということになります。逆に言えば、設置者が口を出しすぎた結果、大学を衰退させたという経験もまた共有しているのです。日本は、金はなかなか出さないのに口だけは出すというのは、まだ成熟していないのだろうという気がしています。なお、運動論的に言えば、この学長を「学問の自由」の側から離さないということは極めて重要だと思われます。ともかく、私が大学の動きを見るのはこういう四つの柱です。<sup>8</sup>

### 3. 現在日本における大学改革の諸側面

#### 1 教授会権限の縮減と学長権限の強化

まず、最近起こったことと言いますと、2014年、昨年ですが学校教育法が改正されました。それによって教授会権限が縮減されて学長権限が強化された。教授会自治を目の敵にしているというのが、今の政権の傾向だろうと思いますが、私は、教授会に適切な地位を与えるべきだと思っています。

この問題、法改正案の当初段階では、教授会は、学生の入学と学位の授与だけを決めればいいのか、あとは何も決めるべきでない、といわんばかりだったわけですが、ここにおられる長山書記長をはじめとする全大教

<sup>8</sup> 詳細は、拙稿「グローバリゼーションと大学自治の構造転換—米、豪との比較公法的検討—」岡山大学法学会雑誌第64号第1号、2014年9月を参照ください。

のロビーイング、全大教が私大教連と協力しながら各議員をまわったことによって、修正案が与野党議員の連名で提出され、何とか中教審答申の線まで押し戻すことができたのではないかと、高く評価しています。もちろんそれは評価のし過ぎだというご意見もあるとは思いますが、しかしあのままよりずっとよかった。それにより、教育課程の編成とか教員の勤務成績の評定はやはり教授会でやらなければいけないということが明確になったわけです。これは一体何を意味するかというと、「学問的専門能力と知的誠実性を正しく評価できる」のは「同僚たる教員研究者自身」（高柳信一）であるということが確認されたということ、学長の言うことをよく聞くから評価を上げよとか、政府の言うことを聞かないから下げよというのは、学問の世界でとるべきではない。さらに、教育の在り方は、やはり学問の専門家集団である教授会に任せるべきであるということが確認されたということかと思えます。それが、今回、国会で改めて認められたということなのだろうと思います。それを私は評価するわけです。

#### II 学長人事

これも改正法人法の12条7項で「学長の選考は、……学長選考会議が定める基準により」というのが挿入されました。どういう基準で学長を選ぶのか、学長選考会議は明確にせよというような議論が出てきたわけです。学長選考を、何とか意向投票から独立させようという動きがこれから進むだろうと思われまます。この検討は各大学に委ねられていますので、これからそれぞれの大学で皆さんが注視していかなければいけないだろうと思います。意向投票で決めるというのも、これは日本的というか、ドイツもそういうところがありますけれども、ドイツの憲法裁判所の判決は、その中でも教授の意向が反映されなければならないという考え方です。

アメリカは、先ほど述べたように、社会の代表者が大学をコントロールするというのが基本的な考え方ですが、どういう仕組みになっているかだけ、紹介しておきます。例えば、カリフォルニア州憲法9条9項は、「カリフォルニア大学は、公衆の信頼を構築しなければならないと、組織と統治の全権を

持った『カリフォルニア大学の理事たち』として知られる既存の法人によって管理される。そのメンバーは、「知事、副知事、下院議長、公共教育の教育長、大学の同窓会の会長および副会長、そして大学の現職の学長の7人の職権メンバーと、知事により指名された上院のメンバーの過半数の同意によって承認される18人の任命メンバーから構成される」ということで、かなりの大物たちが大学の運営に入る。逆に言うと彼らを直接説得できる機会でもあるわけです。またかなりの数の合議体だということも分かります。日本だと常に官僚が間に入って、密室で少数者の談合で大学の方針が決まっているわけです。ですから、そういう意味では、直接話せるというのは、ピンチであるけれどもチャンスでもあるような制度だと思います。ただ日本では、なかなかこういうことは難しいので、結局、意向投票以外に正当性を求めるとなるとかなり難しいだろうと思います。とはいえ見直しが要請されているのですから、これからその議論の推移を見守り、議論に参加することが大事だと思っています。

### Ⅲ 大学組織配置・大学の三分類

今、大学の組織配置ということでスーパーグローバルか、特定分野か、地域に貢献する大学かという三分類をしようとしていますけれども、これも何かむちゃくちゃな議論で、一体私の学問は地域なのか、中核なのか、スーパーグローバルか、決めろと言われても、そんな学問はあるのかという気がします。文科省の思い付きなのかもしれないけれども、そういうことが始まってしまふ。そういうことをやるなら、それが本当にふさわしい分類なのか、もっと専門的議論を踏まえて、国会で議論を行い、きちんとして思うのですけれども、ほとんど行政指導で行われ、それを大学が自ら決めた(＝決めさせられた)、という形で進められているという問題があります。

### Ⅳ 大学への財政統制の仕組み

これについて、昨年秋の憲法理論研究会での成嶋隆教授の学会報告レジュメから一部を項目のみ紹介させていただきます。

大学への財政統制の仕組みとして、(1) 国立大学設置形態の変更ということで、従来は文科省が国立大学の費用は持つことになっていたのが、これが、第一次的責任は法人になって、文科省は運営費交付金で支援するという形に変わった。(2) 積算校費方式から運営費交付金配分制度へ変わった。それから、(3) 運営費交付金が毎年1%削減される。(4) 中期目標／中期計画で業績評価を梃子として財政統制をする。

今年、2015年は、特にどうしているかということ、(1) 大学の基盤経費を大幅に、117億円削減する。これに対して、(2) 競争的資金の比率を増大させて、スーパーグローバルに77億円を付けた。また、(3) 基盤的経費の配分における競争的資金の要素として、年俸制、大学組織改編、また学長に権限を集中するために156億円、それから私大の「グローバル化」等の改革経費として144億円を付けた。それから、(4) 各大学における基盤的経費を選択的・競争的配分へ誘導する、といったことが行われています。こうして、国は大学をコントロールしているのです。

### Ⅴ 学内部編成への関与

「人文社会科学系の見直し」を言っているということをご紹介しました。こういうことも、以前は法令上の改編が必要であって、国会では大問題となつたであろうと思いますが、これからは大学が「自主・自律」で決めたことにされてしまう。文科省が行政指導で学長にそうするよう仕向けている。こうしたやり方がまず問題です。しかし内容はもっと問題です。きちんと定員を満たしているのに、そういうものは要らないとか言っている。

これは市場の意向というよりも政府の意向と考えた方がよいでしょう。政府の意向は何かということ、イノベーション改革だということ。つまり大学は直接にお金を儲ける人材を養成せよという安倍政権の政策です。しかしこれは、私から見ると、目的にも反することになると思います。つまり、人文社会科学を除外した学問では、技術革新も金儲けも限界があるということです。この問題をポートランド大学の西芝准教授と話していたら、半導体の製造会社インテル社が文化人類学者など文系の社会科学系のバックグラウンドを持つ



ている人を意図的に採用している、という話を教えてくれました。インテルでは1998年ごろから文系研究者の採用をはじめ、舞台裏で粛々と継続して採用を進めてきているとのこと。こうした文系の人間を採用するトレンドはインテル以外の会社、Google、ナイキ、アップル、などでも見られるそうです。これは、文系の学問なくして、将来の社会を見据えた技術革新は行えないし、社会と結びついて初めて技術はお金になることを示唆しているのだらうと思います。それが理解できない大学政策は、発展途上国型の経済成長を目指すものでしかない。夢よ、もう一度というわけです。しかしそれでは、発展途上国にも負けるでしょう。

この問題がさらに深刻なのは、国家がその役割を放棄しているということです。

私が研究している国法学者でフォルストホフという人がいます。彼は常に国家とは何か、何をやるべきか、ということを考えていた国法学者ですけれども、1973年に「誰が公共の福祉を守るのか」という論文を書き、そのなかで、現状を、「強い社会の諸力が、弱い国家を、すなわち国家意思形成の組織、議会および政府を、わが物とする」と描きました。強い社会の勢力、今でいうとグローバル企業です。国家が弱いというのは、国家の権威が、いまや強い社会の諸利益に依存せざるをえないという意味で用いられています。強い社会の諸力がその政府を利用し、「すなわち国家を社会的権力のために制度化し、このようにしてこの権力を増大」しているというのです。この論文は、1973年のドイツを対象にしているのですが、いまの日本にもびったり当てはまると思われ。これに対して、「公共の福祉の概念は、目標設定として、産業社会および技術革新の外にある立場からのみ構想されることができる。…公共の福祉と技術革新の間に、絶対的矛盾があると言うべきではない、がしかしなるほど、技術革新は、公共の福祉と衝突することがある。」<sup>9</sup>と彼は述べます。そこにこそ国家の本来の役割があると。

例えば、学校に行けない子どもたちが増えているとか、世界の貧困をどう

するか、あるいは世界のあるべき将来像など、そういうものは産業社会の外から見て初めて見える問題です。そういうことを考えることこそ国家の役割のはずなのに、産業社会の利害にばかりに関心を寄せた結果、イノベーション改革だという。それは、本来、市場に任せればいいことであって、やるのが悪いとは言いませんが、国家が本来的にやるべきことなのだろうか。そういうことを国家が放棄しようとする時に、我々は何をなすべきかを考える必要があるのだらうと思います。

また、これは各地方自治体からしても大問題です。つまり文系に行きたい人間は、東京や京都の私大に行けと言っているようなものなのです。これは住民の暮らしを直撃します。こうしたことを考えれば、安倍政権の社会的基盤は極めて脆弱で、グローバル企業の一部の代弁者でしかないということが分かります。にもかかわらず、彼らは政権を持っていることを有効に活用して、反対者をつぶそうとしていると言っても過言ではないでしょう。日本がこれからどうなるのか本当に心配です。この問題は、学長や地元政治家達とも広く共同して、政治問題化していく必要があるのだらうと思います。

## VI 大学教育内容への関与

ここでは、国旗国歌の要請ということを考えています。日の丸・君が代が戦争中に果たした役割を想起して、これに敬意を表すべきでないと考える人たちがいる。こうした人たちの感情や価値観をも大切して学問していくのが大学という所だという共通理解があります。だから、そうしたことを無理強いする結果になることを避けてきたのです。しかし、それが、「最終的には各国立大学の判断」と言いながら、行政指導によっていまや強制されようとしています。ここでは、学問の自由の擁護者としての役割を学長に果たしてもらおうことが大事だらうと思います。しかし大学当局が腰砕けになった時には、それに対して、個人の思想・良心の自由を守れという運動になるのだらうと思います。つまり参列者にはもちろん、教職員にも強制するな、という運動になるのかと思います。

<sup>9</sup>E.Forsthoff, Wer garantiert das Gemeinwohl? in: ders., "Rechtstaat im Wandel, 2Auf! ", München 1976, S.47-49.

## VII 大学の内部的経営事項にまでの介入

そして今日の問題です。京大訴訟の判決を読んでいたら、被告京都大学の主張は次のとおりでした。「被告は、公金による国からの支援を受けて運営している以上、国からの要請はもはや国からの指示とも同視できるものであって、それに従わないということは、国からの支援を受けながら、国の方針に反するということであり、国立大学法人としてそのような対応を採れるはずがない」。

教職員の権利を守らなければならないという発想はこれっぽっちもない。これだったら別に法人になる必要はないわけです。国の要請は国の要請として聞きながらも、大学として何が必要かを考えるために経営者がいるはずで。この答弁は、経営者としての役割の放棄を現している。こういうことが堂々と言えるということが恥ずかしいことだと思います。権限が集中している学長が、真に経営者ではないという問題が露呈しています。

本来、大震災で予算が必要なら、震災臨時増税によって、全国民に負担をお願いすべきだったと思います。それを公務員にだけ押しつける。抵抗できないだろうと読んでいるからです。そして、大学にも賃金引き下げを要求する。しかしそれで浮いたお金が、被災地に行くわけではない。抑制したというポーズを国民に見せるためだけです。これが日本の政治の実態です。それが分かっただけでもこの裁判闘争には成果があったといえましょう。

そのことを理解した上で、我々の権利が侵害されていることをもっと自覚すべきだと思いました。例えば、1時間1000円でアルバイトの契約をしたのに、大震災が起こった大変だということで、1時間930円しか払ってくれない。では、1時間当たり70円は、被災者に届いたかということ、一部だけ被災地に寄付して、残りは経営者のポケットに入ったということと変わりはありません。これはおかしいと国民だれもが思うと思います。

ですから、今皆さんが行われているような裁判闘争は、やはり大事なのだということを強く印象づけられました。その闘いは、国の要求の不合理性を明らかにするとともに、学長らを真の経営者にしていく闘いでもあるのだと思います。

## まとめ

**本**来、大学の自治は、「大学の自主・自律」の主体である「学長」が、「社会の要請」も聞きながら、しかし「学問の自由」、「教職員の労働条件」にも配慮して経営すべきことがらでしょう。にもかかわらず、学長達は、自ら文科省に迎合して過剰反応しているというのが、私の今の状況の見方です。ただ、そうならざるを得ないのは、我々の運動が弱いということもあるかと思いますが、Ⅲ、Ⅳで述べたように、財政統制でかなり締め上げられてきているからです。文科省に気に入られないとお金が来ない、あるいは削られるのではないかという恐怖感で動いているわけです。それではしかし、安定した教育研究生活はできない。そういう意味でも、今の大学改革のやり方に対して声を上げるとともに、もう少しまともなやり方はないのかということを引きちんと議論してもらうことが、必要であろうと思います。その意味で、全大教の活動はますます重要になってくると思います。

裁判が利害関係者の意向に沿って行われれば正義は失われます。だからこそ、司法権は、立法権、行政権から独立した地位が与えられています。同様に、教育・研究も、納税者の代表であるからといって、一方的に、政府の言いなりに行われるべきものではありません。学問の内容が一部利害関係者や時の権力者の意向に左右されていたら、その学問に人類の将来を託すことはできません。その為に、学問研究の成果がスポンサーに気に入られないとしても、そのスポンサーから支援や援助を受ける権利を、憲法制定権者は学問の自由として保障したのです。

この「学問の自由」と「社会の要請」との適切な調整のために「大学の自治」というものがあるはずで、そういう意味で大学職組は、学問の自由を擁護し、大学人の労働条件を改善する立場に立ちながら、大学執行部によって行われようとする改革が、大学人の良識から外れないように努力することが必要だと思っています。少なくとも、岡山大学の組合運動はそのつもりで行ってきました。人類に必要なのはイノベーション改革だけではないし、イノベーション改革も、大きな意味での哲学なくしては、我々の生活をより善いものにするにはできません。我々の知的営為はそのためにも真摯に行われなければなりません。そのことが学問への敬意を勝ち取るのだと思います。ご清聴、ありがとうございました。(拍手)